

岡山県
医師会

医師賠償責任保険の ご案内

〈 A ① 会員向け 〉

日医 A ① 会員の皆さまへ



保険期間

2026 年7月1日 午後4時
}
2027 年7月1日 午後4時

1年間

保険契約者：公益社団法人 **岡山県医師会**

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

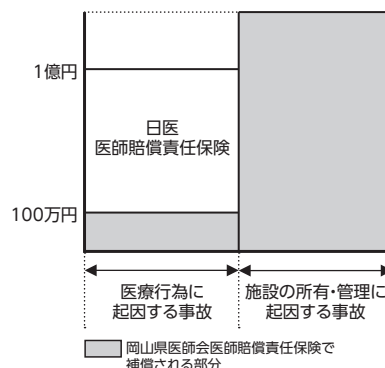
この保険は岡山県医師会を契約者とし、岡山県医師会会員（日本医師会 A①会員）の皆様方を対象とする団体契約です。

したがって個々で加入されるより保険料も20%（団体割引）安くなっていますし、面倒な手続きもありません。

1977年度から、日本医師会の指導に従い、日医A①・A②会員にかぎり日医医師賠償責任保険の適用が受けられます。

日本医師会医師賠償責任保険制度は、医療上の事故に対して1億円までの賠償を補償しておりますが、免責部分（自己負担部分）が100万円に設定されています。

岡山県医師会ではこの100万円について補償する団体契約（岡山県医師会医師賠償責任保険（A①会員向け））を損保ジャパンとの間で締結しています。またこの団体契約では、施設管理上の賠償責任も併せて補償しています。



加入要領

毎年7月1日付で満期となり更新されます。

①ご継続の場合

従来通りのご継続をご希望の場合は、自動更新のため、特段のご連絡は不要です。

②新規加入を希望される場合

右の解説をご参照のうえ、加入依頼書をご記入いただき、**5月20日(水)**までに岡山県医師会宛にご返送ください。

③コース変更・オプション追加・解約される場合

岡山県医師会まで同封の変更依頼書にご記入のうえお申し出ください。

④中途加入もできます

ただし、先生からの申込日が月の中途である場合は、原則翌月の1日付で契約開始となります。
（保険料は裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。）

⑤廃業された場合

廃業される際は、岡山県医師会へご連絡ください。また、医師賠償責任保険の期間延長（10年）のお手続きも可能です。詳しくは**7ページ記載の「損害賠償請求期間延長担保追加条項」**の欄をご覧ください。

岡山県医師会福祉部

被保険者

〈医師特約条項〉

岡山県医師会に所属する日医A①会員の先生

※医療機関でご加入になる場合、医師賠償責任保険の被保険者は開設者のみ（法人の場合には当該法人のみ）となり、勤務医や看護師等は被保険者とはなりません。

※開設者の業務の補助者たる医師（管理者、勤務医等）や看護師、薬剤師、診療放射線技師その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償の対象となります。

〈医療施設特約条項〉

※記名被保険者（保険証券に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人、その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

保 険 金 額 ・ 保 険 料

1. 医師賠償責任保険

(一診療所(19床以下)につき団体割引20%、一括払、保険期間1年)

保 険 金 額							年 間 保険料 (団体割引) 20%適用)
加 入 コース	医療上の 事 故 (3コース共通)	施設・給食等による事故				人格権侵害 による事故 (3コース共通)	
		対人 1名につき	対人 1事故につき	対物 1事故につき	自 己 負担額		
①	対人 1事故につき	1 億円	2 億円	1,000万円	なし	対人 1名につき 1,000万円	6,896円
②	100万円	1 億円	10 億円	2,000万円		1事故につき 1 億円	7,344円
③	1年間につき 300万円	2 億円	20 億円	4,000万円		1年間につき 1 億円 自己負担額なし	7,616円

2. オプション

①看護職賠償責任保険(包括契約) ※詳細は 5 (P8) をご覧ください。

(団体割引 20%、一括払、保険期間1年)

契約タイプ		K3	K5	K7
保 険 金 額	1事故	1,000万円	5,000万円	1億円
	期間中	3,000万円	1.5億円	3億円
年間保険料	一般診療所 (1施設あたり)	3,890円	6,540円	7,680円

②医療従事者賠償責任保険(包括契約) ※詳細は 6 (P9) をご覧ください。

(団体割引 20%、一括払、保険期間1年)

契約タイプ		J3	J5	J7
保 険 金 額	1事故	1,000万円	5,000万円	1億円
	期間中	3,000万円	1.5億円	3億円
年間保険料	一般診療所 (1施設あたり)	211円	358円	419円

③医療機関受託者賠償責任保険 ※詳細は 7 (P10) をご覧ください。

(団体割引 20%、一括払、保険期間1年)

契約タイプ		X1
保険金額 (自己負担額5,000円)		50万円
年間保険料		5,180円

※日本医師会A①会員の先生で、法人立の医療機関(=診療所・病院)の理事長または管理者の方が、法人契約とは別に個人契約での追加加入を希望される場合は、下記のとおり医療上の事故のみの補償でのご加入になります(施設管理上の賠償補償は法人契約で対応しているため)。

(団体割引 20%、一括払、保険期間1年)

	保 険 金 額		年間保険料
	医 療 上 の 事 故		
	対人 1 事故につき	対人 1 年間に付き	医師 1 名あたり
1型	100万円	300万円	4,000円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

岡山県医師会 医師賠償責任保険 (A①会員向け)の概要

1 保険金をお支払いする事故

1) 医療上の事故

開設者またはその使用人その他開設者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、患者（医療の対象者）に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合（※）、開設者が支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

（※）争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因、事由を知った場合において保険金をお支払いします。

（注）この保険では、医療事故に起因して保険期間中に損害賠償責任請求がなされた場合が対象となります。ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。（初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。）

2) 施設による事故（日本医師会医師賠償責任保険では補償していません。）

保険期間中に建物や設備（エレベーターなど昇降機を含みます。）の使用上、管理上の不備に起因する事故によって患者や見舞客など第三者の身体障害や財物損壊が発生し、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が生じた場合、開設者が支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

①患者が失火により逃げ遅れて、損害賠償請求をうけた場合

②その他施設の管理上の不備で、患者がケガをしたり、衣服、持物をこわしたりした場合等の事故が保険期間中に生じた場合は、これらの事故も対象となります。

3) 給食等による事故（日本医師会医師賠償責任保険では補償していません。）

保険期間中に診療所や病院が与えた飲食物の取扱いにより患者の身体に障害が発生し、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が生じた場合、開設者が支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

（患者が給食で食中毒にかかったというような事故が保険期間中に生じた場合も、この保険の対象です。）

4) 人格権侵害による事故（日本医師会医師賠償責任保険では補償していません。）

保険期間中に、以下の不当行為により被保険者である開設者に法律上の賠償責任が生じた場合、開設者が支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

- ① 不当な身体拘束による自由の侵害、または名誉の侵害
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉の侵害またはプライバシーの侵害

2 お支払いする保険金の種類

1) 医療上の事故

- ① 法律上の損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料など）
- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

2) 施設による事故、給食等による事故、人格権侵害による事故共通

- ① 法律上の損害賠償金
 - ・ 身体賠償事故の場合：治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・ 財物賠償事故の場合：修理費、再調達費（※）など

（※）修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

 - ・ 人格権侵害事故の場合：慰謝料など
- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

3 この保険の対象とならない主な事故

次のような場合は、保険金支払いの対象となりませんのでご承知ください。

1) 医療上の事故

- ①海外での医療行為によって生じた賠償責任
- ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任
- ④名誉き損および秘密漏えいによって生じた賠償責任
- ⑤所定の免許を有しない者が遂行した医療によって生じた賠償責任

など

2) 施設による事故、給食等による事故

- ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任
- ②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任
- ④他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任

など

3) 人格権侵害による事故

- ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

4) 1)、2)、3) 共通

- ①被保険者の故意によって生じた賠償責任（※1）
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④記名被保険者の使用人が業務に従業中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤被保険者と世帯を同じくする親族（※2）に対する賠償責任（※1）
- ⑥航空機、自動車（原動機付自転車を含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療用放射線を除きます。）
- ⑧石綿または石綿を含む製品の有害な特性物質に起因する賠償責任
- ⑨汚染危険に起因する賠償責任
汚染物質の排出等に起因する賠償責任（公共水域以外への急激かつ偶然な排出等を除きます。）

（※1）損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

（※2）6親等内の血族、配偶者（※3）または3親等内の姻族をいいます。

（※3）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

など

4 事故が発生した場合

1) まず第一に、次のような事項をメモしてください。

- ①事故発生の日時・場所 ②事故発見の日時 ③被害者の住所・氏名
④事故の原因・状況 ⑤被害者からの損害賠償の請求を受けたときはその内容と金額

2) 次にそのメモ事項をできるだけ早く岡山県医師会医療事故担当にご連絡ください。

3) 保険金のご請求にあたっては、次の書類(※)のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。(※)必要書類は、以下に記載。

〈事故時に必要となる書類〉

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

★被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。

※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
 - 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

2010年4月1日以降発生事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

※保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。
- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等（※）がある場合を除きます。）

（※）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

★求償権の限定行使（勤務医等への求償）

勤務医や看護師等の医療従事者が賠償責任保険にご加入されている場合にかぎり、求償権を行使します。（賠償責任保険にご加入されている勤務医等に法律上の責任があると判断される場合、医療機関契約でお支払いした保険金のうち責任割合相当分を求償するか、もしくは、医療機関と勤務医等がご加入されている各保険から責任割合に応じて保険金をお支払いします。）

★損害賠償請求期間延長担保追加条項

10年間保険料 2,707円

- 保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。

医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求を受けた場合にかぎります。

- 保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」にご加入いただかないと保険金をお支払いできません。

5 看護職賠償責任保険 (包括契約) オプション

看護職の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け

看護職 (看護師・准看護師・保健師・助産師) の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

1) 保険の概要

看護職 (看護師・准看護師・保健師・助産師) の方の業務 (保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務) に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額 (お支払いする保険金の限度額) の範囲内で補償します。

- ※ 1. 保険金のお支払対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合 (本来負担すべき責任の割合をいいます。) に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※ 2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※ 3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

2) ご加入いただける方

医療施設 (医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院) の開設者

3) 被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方 (過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。
- ②ご契約内容の変更手続 (看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続き) が不要です。
- ③加入もれ・更改もれの心配が不要です。
- ④過去に退職された看護職の方も対象となります。

4) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金 (示談・和解による場合でも対象となります。)・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など
- ②争訟費用・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用等 (損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた (不注意により知らなかった場合を含みます。) 身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

など

6) ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその看護職が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

※2024年2月1日以降保険始期契約より、看護職賠償責任保険 (包括契約) に、刑事弁護士費用担保条項が自動セットとなりました。(割増保険料なし)

詳細は、11・12Pの「8. 刑事弁護士費用担保追加条項」をご参照ください。

6 医療従事者賠償責任保険（包括契約） オプション

医療従事者の個人責任も包括的にカバーしたい医療機関向け

医療従事者^(注)の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(注) 理学療法士、臨床工学技士、診療放射線技師（診療エックス線技師）、衛生検査技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、視能訓練士、義肢装具士、薬剤師、管理栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士をいいます。

1) 保険の概要

医療従事者^(注)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| (1) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号） | (2) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号） |
| (3) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号） | (4) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号） |
| (5) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号） | (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号） |
| (7) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号） | (8) 栄養士法（昭和22年法律第245号） |
| (9) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号） | (10) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号） |
| (11) 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号） | (12) 薬剤師法（昭和35年法律第146号） |
| (13) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） | (14) 救急救命士法（平成3年法律第36号） |

- ※ 1. 保険金をお支払対象の事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共司不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※ 2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※ 3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

2) ご加入いただける方

医療施設（医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

3) 被保険者

被保険者カード記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方（過去に勤務していた方を含みます。）

- ※ 包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。
この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。
- ① 加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。 ② 付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③ 過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

4) お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など
- ② 争訟費用等
・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意 ② 1) の法律に違反して行った業務 ③ 戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④ 地震・噴火・津波・洪水などの天災 ⑤ 特別な約定により加重された責任 ⑥ 海外での医療行為
- ⑦ 初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合。

※ 初年度契約とは、2004年4月1日以降ご契約される継続契約以外の医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

など

6) ご契約にあたってのご注意

- ① ご勤務される医療従事者の方を一括してのご契約となるため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその医療従事者が診療所に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

※ 2024年2月1日以降保険始期契約より、医療従事者賠償責任保険（包括契約）に、刑事弁護士費用担保条項が自動付帯となりました。（割増保険料なし）

詳細は、11・12Pの「8. 刑事弁護士費用担保追加条項」をご参照ください。

患者さんからの受託物の損害賠償に備えたい医療機関向け

患者さんから預かった身の回り品を保管している間に、不注意によって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

1) 医療機関受託者賠償責任保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物（身の回りのもの）を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

2) ご加入いただける方

医療施設（医院・診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

3) お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金

- ・受託物の修理費
- ・再調達費用（同等の物を新たに購入するために必要な費用）

※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

4) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ①被保険者の故意による損害
- ②暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
- ③被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
- ④現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
- ⑤受託物の自然の消耗が原因で生じた損害（虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。）
- ⑥屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
- ⑦受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
- ⑧紛失
- ⑨受託物を修理・加工したことにより生じた損害

など

8 刑事弁護士費用担保(追加)条項

自動セット(割増保険料なし)

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する担保(追加)条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師、看護職または医療従事者が、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

想定されるご負担(損害)		該当保険商品
民事	損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用等	医師賠償責任保険(医師特約・医療施設特約) 看護職賠償責任保険(看護職特約条項・看護業務担保条項) 医療従事者賠償責任保険(医療従事者特約)
刑事	刑事弁護士費用・訴訟費用	刑事弁護士費用担保(追加)条項

保険金額

保険期間(1年)通じて500万円となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

保険金をお支払いする場合

①医師賠償責任保険

被保険者である医師の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

②看護職賠償責任保険(包括契約)

被保険者である看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

③医療従事者賠償責任保険(包括契約)

被保険者である医療従事者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。(上記①②③共通)

- (1)公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- (2)弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1)
- ②裁判所が略式命令を発した時(注2)
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3)

(注1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合	
1. 次の事由に起因する損害 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った医療行為、看護業務、医療業務に起因する刑事事件。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など	
ご加入方法 割増保険料なしで自動セットされます	個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）
	医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。（※）一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。
	病院契約としてご加入の場合（被保険者＝法人）
	勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。 ※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。 ※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
	オプションの「看護職賠償責任保険（包括契約）」にご加入の場合
	オプションの「医療従事者賠償責任保険（包括契約）」にご加入の場合

用語のご説明	
業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

ご注意いただくこと

告知義務 (ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務 (告知義務) があります。
- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項 (注) について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書 (病院契約のみ)、付属書類等の以下の項目をいいます。

- ① 被保険者欄
- ② 契約種類 (リスク区分) 欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分
- ③ 契約種類 (リスク区分) 欄について、病院の病床数・病床区分
- ④ ご加入者、勤務医師の日本医師会会員区分
- ⑤ 過去の保険金支払状況 など

通知義務 (ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ (※) 取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■ 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書 (病院契約のみ)、付属書類等の記載事項の変更

例

- ① 病床数や病床種類を変更される場合 (病院を対象とするご契約の場合)
- ② 保険金額等ご契約内容を変更される場合
- ③ 個人立の病院または診療所が、法人立 (一人医師医療法人を含みます。) の病院または診療所に組織変更される場合
- ④ 法人立 (一人医師医療法人を含みます。) の病院または診療所が個人立の病院または診療所に組織変更される場合
- ⑤ 病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変わる場合
- ⑥ 標榜科目を変更される場合 等

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※) 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書 (病院契約のみ)、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ ご加入者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

8月中旬頃、加入者証をご郵送させていただきます。加入者証は大切に保管してください。また2か月を経過しても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご連絡ください。

- 医師特約条項では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 医師特約条項および医療施設特約条項については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
 - ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
 - ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

中途加入保険料表（一括払）

加入申込月	責任開始月	コース①	コース②	コース③
年間保険料	7月1日	6,896円	7,344円	7,616円
7月	8月1日	6,321円	6,732円	6,981円
8月	9月1日	5,747円	6,120円	6,347円
9月	10月1日	5,172円	5,508円	5,712円
10月	11月1日	4,597円	4,896円	5,077円
11月	12月1日	4,023円	4,284円	4,443円
12月	1月1日	3,448円	3,672円	3,808円
1月	2月1日	2,873円	3,060円	3,173円
2月	3月1日	2,299円	2,448円	2,539円
3月	4月1日	1,724円	1,836円	1,904円
4月	5月1日	1,149円	1,224円	1,269円
5月	6月1日	575円	612円	635円

※オプション（看護職賠償責任保険〈包括契約〉、医療従事者賠償責任保険〈包括契約〉、医療機関受託者賠償責任保険）の中途加入保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

●取扱代理店 株式会社ジャパン保険 岡山

岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル5F

TEL 086-231-2840 FAX 086-231-2890（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 岡山支店 法人支社

岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル3F

TEL 086-225-1045 FAX 086-225-4288（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。平日夜間、土・日・祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

〔窓口：事故サポートセンター〕0120-727-110

〈受付時間〉24時間365日

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。